

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正
- ◇告示 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法を採用した保健医療機関肥料取締法の規定に基づき実施した肥料の検査結果  
家畜改良増殖法の規定による家畜人工授精師の免許  
豚コレラ予防注射の実施
- ◇教委規則 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正

別表

農業近代化資金の種類

## 規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十二号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

利率	法第二條第二項第一号に掲げる者から貸し付ける場合	法第二條第二項第一号に掲げる者から貸し付ける場合	法第二條第二項第一号に掲げる者から貸し付ける場合
子補給率	法第二條第二項第一号に掲げる者から貸し付ける場合	法第二條第二項第一号に掲げる者から貸し付ける場合	法第二條第二項第一号に掲げる者から貸し付ける場合



カポック油かす 丸金製油所 粉末

(二月分)

- 第一種複合肥料 鳥取県中央農業協同組合連合会 四
- 窒磷加肥料工業株式会社 三
- 日産化学工業株式会社 一
- 鳥取県中央農業協同組合連合会 一
- 魚かす粉末 〇

鳥取県告示第百四十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第十条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十七年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証 家畜人工授精師として業務を行う番号 住 所 氏 名

五七五 牛 鳥取市篠坂 谷口盛太郎

日医 一 根雨保健所 日野郡日野町根雨

鳥取県告示第百四十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号) 第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十七年一月及び二月に実施した次の肥料の検査結果を同条第五項の規定により公表する。

昭和三十七年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一月分)

- 肥料の種類 保証票添付者 検査 うち不点割合
- 塩化アンモニア 徳山曹達株式会社 一
- 硫酸加里 日信化学工業株式会社 一
- 塩化加里 川上貿易株式会社 一
- 第一種複合肥料 鳥取県中央農業協同組合連合会 二
- 赤碓農業協同組合 一
- 有限会社協和製油所 三
- はたね油かす 〇
- 粉末 一

- 〃 七 赤碓町国民健康保険 赤碓町宮木
- 〃 〃 以西診療所 〃
- 〃 一三 〃 赤碓診療所 赤碓
- 〃 二 倉吉保健所 倉吉市広瀬町
- 〃 四 医療法人仁厚会 倉吉 山根
- 〃 七 厚生 病院 〃 越殿町
- 米医 一 国立米子療養所 米子市皆生
- 〃 二 米子保健所 〃 角盤町二丁目
- 〃 六 医療法人養和会 〃 上後藤
- 〃 八 鳥取大学医学部 〃 西町
- 〃 一六 株式会社 博愛病院 〃 加茂町
- 〃 五八 鳥取県立整肢学園 〃 上福原
- 〃 六四 稲田 医院 〃 中町
- 〃 六九 皆生 病院 〃 西福原
- 〃 三〇 鳥取県済生会 〃 境港市米川町
- 西医 一 西伯町国民健康保険 西伯郡西伯町俊
- 〃 〃 西伯 病院 〃

県

- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚。ただし、生後五十日前及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十七年五月七日から六月六日まで  
での期間各豚舎巡回
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

### 教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月一日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

#### 鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。  
一 県内に所在する高等学校の第二学年に在学し、将来大学に進学しようとする者又は大学第一学年に在学する者であること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定価] 一部月極二千円（送料共） 印刷所 県